

道路の掘削並びに復旧実施要領

令和5年10月（改正版）

大 津 市

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、本市の市道に係わる道路占用許可等により、占用者が施設を新設、修繕または廃止することに伴い、路面の掘削工事（埋戻し及び仮復旧を含む。）または復旧工事（以下「本復旧」という。）を行う場合に適用する。

(かし担保)

第 2 条 占用者は、本復旧を行った道路が完工届を提出後、2 年以内に、その工事のかしが原因で道路が損傷した場合は、道路管理者（以下「市」という）の指示に従い占用者の負担において直ちにこれを修復する。なお、2 年間を経過した後であっても、明らかに占用に伴う工事の施工不良に起因する損傷並びに占用物件の漏水等による路面の損傷などについては、占用者の負担において直ちに修復しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第 3 条 占用者の施工する工事に起因して第三者に損害を与えたときは、占用者の責任においてすべてを解決するものとする。

(掘削規制)

第 4 条 占用者は、事前に道路占用箇所の舗装復旧状態、掘削規制区間を確認し、舗装本復旧完了後原則として 5 年以上経過しているところにおいてのみ路面掘削工事を行うものとする。

なお、極力非開削工法、共同施工を推進するものとする。

(工事の施工)

第 5 条 占用者は、道路の掘削工事並びに復旧工事の施工にあたっては、この要領及び市の指示に従うこと。

(保安施設)

第 6 条 占用者は、建設省道路局編「道路工事現場における標示施設等の設置基準」および、「道路工事保安施設設置基準」によって保安施設を完備すること。

(事故対策)

第7条 占有者は、工事施工中の事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した時は直ちに所轄警察署長、市及び関係機関に連絡するとともに、事故現場における一般交通の安全確保に努めること。

(警察署等の連絡)

第8条 占有者は、所轄警察署長及び工事に影響のある他の占有物件の管理者と常に緊密な連絡を保つよう努めること。

第2章 着手届及び掘削

(掘削)

第9条 占有者は道路の掘削等の工事に着手しようとするときは、着手届（様式第1号）を位置図添付のうえ提出すること。また、道路の掘削は次の各号によって施工すること。

- (1) 掘削は、みぞ掘りまたはつぼ掘りとし、えぐり掘りは行わないこと。
- (2) 掘削が他に影響を及ぼすと認められる箇所については、人力掘りにすること。
- (3) 掘削は、当日中に完全に埋戻しが可能な範囲とすること。
- (4) 舗装道は、舗装材に適応したカッター等を使用し、舗装切断時に排出された汚泥水については適切に処理すること。
- (5) 掘削にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、土留工を施工すること。
- (6) 軟弱地盤または湧水地盤にあつては、土留工を施し湧水及び溜水を排除しながら掘削するとともに、排除先に注意すること。
- (7) 既設の構造物及び占有物を損傷しないように注意するとともに、下水の流通、路面の排水に配慮し、必要に応じて掛樋等の排水施設を設けること。
- (8) 人家に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げない措置を講ずること。
- (9) 掘削による土砂は、直ちに搬出すること。

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第10条 埋戻しは、当日中に完了すること。ただし、工事の都合上、交通開放が不可能な場合は、第6条に基づき、市の承認を得た上で交通並びに道路の保全上必要な措置を行うこと。

(埋戻しの方法)

第11条 埋戻しは、別表及び次の各号によること。

- (1) 発生土を路床の埋戻材に流用する場合は、あらかじめ設計CBR試験又はコーン指数試験、土の含水比試験、土の粒度試験及び土の突き固め試験等を実施し、埋戻土として適切（設計CBR6以上又はコーン指数800KN/m²以上）であるかどうか確認すること。また、設計CBR試験又はコーン指数試験の確認頻度については、掘削延長500m毎に行うこと。路床を良質購入土で埋戻す場合は、修正CBR10以上を確保すること。
- (2) 層ごとの締固めについては「別表2」による。
- (3) 土留工を施した場合は、路盤にゆるみが生じないように下部を埋戻し徐々に撤去すること。
- (4) 施工後、路床の現場密度試験を行い、最大乾燥密度の90%以上が確保されていることを確認すること。また路盤の締固め度については「別表2-2」による。
- (5) 路床及び路盤の試験結果については、完工届に添付し提出すること。

(碎石路盤)

第12条 切込碎石路盤層及び粒度調整碎石路盤層の復旧については、次の各号によって施工すること。

- (1) 路盤の一層の仕上げ厚さは、「別表2-1」による。
- (2) 転圧については、「別表2-2」の密度が得られるように均一に仕上げること。

第4章 仮復旧

(仮復旧)

第13条 仮復旧は占有者において、埋戻し完了後直ちに施工すること。また、路面標示も必ず同時に施工すること。ただし、砂利道のほか、特に市の承認を得たものについては、埋戻し完了後直ちに本復旧できるものとする。

(仮復旧の施工)

第14条 仮復旧は、「別表1」により施工すること。また、仮復旧路面に占有者名の明示及び、路面標示を必ず同時に施工し、その完了後でないと交通開放してはならない。

(仮復旧路面の維持)

第15条 占有者は、本復旧が完了するまで、常時、仮復旧箇所を巡回し、その路面に不良箇所を生じた時は直ちに補修すること。また、本復旧工事を市が施工する場合も、仮復旧工事の完了後、本復旧工事までの期間占有者が路面を維持するものとする。

第5章 本復旧

第1節 総 則

(本復旧の方法)

第16条 本復旧工事は、工事前の路面と同等の強度並びに機能以上の路面に復旧するものとし、本章に定めるところにより施工すること。

(本復旧面積の決定)

第17条 本復旧面積は占有者と立会の上、第25条及び第26条に基づき市が決定するものとする。ただし、特に市が認める場合、または市が指示する場合は協議により本復旧面積を別途決定することができる。

(本復旧の時期)

第18条 仮復旧工事を行わない本復旧（砂利道等）は、埋戻し完了後、速やかに施工すること。

2 仮復旧工事を行った場合の本復旧工事は、仮復旧工事完了後6ヶ月以内に施工するものとする。

(本復旧工事費)

第19条 市が管理者復旧を指定した区間については、占有者は「別表1」及び「別表4」により仮復旧を施工し「別表4」に定める本復旧工事負担金を納入するものとする。

(路面標示)

第20条 本復旧後、速やかに路面標示の復旧を行うこと。なお、路面標示は溶着式道路区画線（ビーズ入り）とする。

第2節 基層及び表層

(アスファルトコンクリート基層、表層)

第21条 加熱混合式アスファルト舗装による基層及び表層の復旧は、次の各号によって施工すること。

- (1) 混合方式は、中央プラント方式とする。
- (2) 一層の仕上げ厚さは、「別表2」による。
- (3) アスファルト層と接触する縁石、境界石、その他の露出設置物及び在来アスファルト切断面はブラシで清掃し、歴青材を十分に塗布しておくこと。なお、路盤上には、歴青材を必要量散布すること。
- (4) 混合材の敷均しの完了した箇所は、適当な温度になるのを待って転圧を開始すること。なお、転圧時の合材温度が110℃以下になってはならない。
- (5) 転圧については、「別表2-2」の密度が得られるように均一に仕上げること。なお、転圧仕上面は平滑にして周囲の路面と同一の高さとすること。また、既設の路面とのジョイント部分には必ず歴青材を塗布すること。

(コンクリート舗装)

第22条 車道のセメントコンクリート舗装の復旧は、次の各号によって施工すること。

- (1) 厚さ、強度については、「別表1」及び「別表2-1」による。
- (2) コンクリートは、仕上げ後、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等の有害な影響を受けないように養生すること。なお、市が別に指示する場合は、その指示によるものとする。

第3節 砂利道及び歩道

(砂利道の施工)

第23条 砂利道の復旧については、「別表1」によるものとする。

(歩道舗装の施工)

第24条 歩道の復旧については、次の各号によって施工すること。

(1) アスファルト舗装の場合

第20条及び第21条に準じて施工するものとし、厚さ、密度については、「別表1」及び「別表2-2」による。

(2) コンクリートブロック舗装（I．L．B等）の場合

第20条によるほか、市の指示に従うこと。なお、在来コンクリートブロックで破損していないものは、付着したモルタルをていねいに取り除き、再使用できるものとし、その他はすべて市の承認を得た製品を使用すること。

(3) 現場打ちコンクリート舗装の場合

第20条及び第22条に準じて施工すること。

(4) 歩道部の車両乗り入れによる切下げ部においては、車道部同等の復旧とすること。

第4節 本復旧面積の算定

(本復旧面積の算定)

第25条 本復旧面積は、次の各号によるものとする。

(1) 本復旧面積は、掘削部分の面積に影響部の面積を加えたものとする。

(2) 影響面積の端は、掘削による近接路盤の弛緩が掘削部周辺に与える影響を考え、一定幅（以下「影響幅」という。）を、それぞれ掘削肩に加えた外側とする。特別に指示する場合を除き、アスファルト舗装の場合は50cmの影響幅とする。

(3) 掘削面積以外に、明らかに掘削の影響による亀裂または沈下等の異常が路面に生じた場合は、その箇所から外側に影響幅をとり、その外側までを影響面積とする。

(4) 掘削及びそれに伴う片側通行等のために生じたと認められる路面破壊が存在する場合は、影響範囲にこれを加えるものとする。

- (5) 影響範囲については、原則路盤からの施工とする。
- (6) 掘削幅が狭小である場合、施工時における転圧機械を考慮し、最小幅を1.5mとする。

(各種道路別影響面積の算定)

第26条 各種道路の影響面積の算定については、第25条の規定のほか次の各号によるものとする。

(1) アスファルト舗装

本復旧面積及び影響面積は、「別表3」によるものとする。「別表3」に図示しており、その影響幅から舗装絶縁線までの距離が1.2m以下の場合、これを影響面積に含めて本復旧面積とする。なお、同一路線に、水道・ガス・下水道等の各戸への引込み管理設に伴う掘削が複数存在する場合の影響面積は、「別表3」(図-2)及び(図-3)に従うことを標準とするが、必要に応じ別途指示するものとする。

(2) コンクリート舗装

舗装絶縁線(目地、板端等)に囲まれた矩形板を基本単位板とする。
なお、必ず溶接金網等(ワイヤーメッシュ)を設置することとする。

第6章 工事中の指示並びに検査

(工事中の指示)

第27条 占有者は、工事施工中は特に市との連絡を密にし、市が随時必要と認める検査をするときは、これを拒むことはできない。また、検査に必要な材料、器具及び労力は遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替え、仕上げ厚さの不足等による打替え等の処置については、市の指示に従うこと。

第 7 章 完工届

(完工届)

第 28 条 占有者は、掘削等の工事完了後は速やかに完工届（様式第 1 号）を提出すること。完工届には第 11 条に定める密度試験結果及び第 29 条に定める写真並びに位置図（縮尺 1 : 1000 ~ 1 : 2500）を添付すること。

第 8 章 提出写真

(提出内容)

第 29 条 完工届には、次の各号に定める写真を添付して提出すること。

- (1) 工事着手前の路面及び路側構造物の状況が明確なもの。
- (2) 掘削・埋戻し・転圧・路面復旧（路面標示を含む）の各工種の施工状況及び完了時を測点（20 m 間隔）ごとに、道路縦断方向に写したもの。なお、既設埋設物（横断排水管等）を掘り出した時は、露出・保護巻き・埋設構造物の図示、埋戻しの状況が明確なもの。

第 9 章 その他

(疑義の処理)

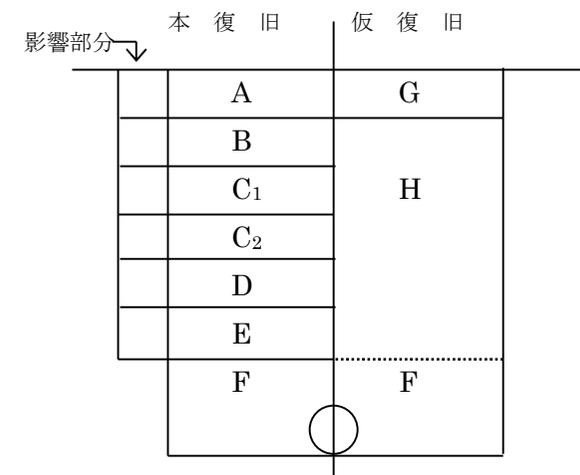
第 30 条 この要領に定めるもののほか、工事施工にあたっては、滋賀県発行の「一般土木工事等共通仕様書」並びに「一般土木工事等施工管理基準」（アスファルト舗装要綱、コンクリート標準示方書、道路橋示方書）に準じて施工するものとする。その他、必要な事項が生じた場合は双方協議の上、市の指示に従うものとする。

施行	昭和56年	4月	1日
改正	昭和58年	10月	1日
改正	昭和62年	4月	1日
改正	平成10年	4月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和5年	10月	1日

別表 1

埋戻し及び路面復旧工法

本復旧工法			仮復旧工法		
名称	記号	材料工法	名称	記号	材料工法
表層	A	密粒度アスコン・細粒度アスコン	表層	G	密粒度アスコン
基層	B	粗粒度アスコン	路盤	H	切込砕石(0~30mm) 修正 CBR \geq 30
上層路盤	C ₁	アスファルト安定処理	路床	F	良質土(修正 CBR \geq 10)。流用土の場合、設計 CBR \geq 6 またはコーン指数 800kN/m ² 以上の土
	C ₂	粒度調整砕石 修正 CBR \geq 80			
下層路盤	D	切込砕石(0~30mm) 修正 CBR \geq 30			
フィルター層	E	砂 0.074mm ふるい通過量 6% 以下			
路床	F	良質土(修正 CBR \geq 10)。流用土の場合、設計 CBR \geq 6 またはコーン指数 800kN/m ² 以上の土			



(台/日・方向)

(単位：cm)

道路現状	復旧工法 記号	仮復旧 (参考)				本復旧										大型 交通量	参 考
		G	H	F	G+H+F	A	B	A+B	C ₁	C ₂	D	C+D	E	F	A+B+C+D+E+F		
1号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	10.0	47.0 以上	60.0 以上	4.0	...	4.0	10.0	10.0	-	46.0 以上	60.0 以上	...	歩道
2号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	15.0	42.0 以上	60.0 以上	4.0	...	4.0	10.0	10.0	5.0	41.0 以上	60.0 以上	...	歩道 (透水性舗装)
3号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	22.0	95.0 以上	120.0 以上	5.0	...	5.0	20.0	20.0	-	95.0 以上	120.0 以上	15 未満	大型車通過台数がほとんどなく、2車線が確保できない幅員4m程度までの道路 (N ₁)
4号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	22.0	95.0 以上	120.0 以上	5.0	...	5.0	...	10.0	10.0	20.0	-	95.0 以上	120.0 以上	15 以上 40 未満	3号、5号~8号以外の道路 (N ₂)
5号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	32.0	85.0 以上	120.0 以上	5.0	...	5.0	...	15.0	15.0	30.0	-	85.0 以上	120.0 以上	40 以上 100 未満	別途指示
6号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	37.0	80.0 以上	120.0 以上	5.0	5.0	10.0	...	15.0	15.0	30.0	-	80.0 以上	120.0 以上	100 以上 250 未満	大型車の交通量が比較的多い道路、工場周辺の道路 住宅地内のバス路線 (N ₄)
7号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	57.0	60.0 以上	120.0 以上	5.0	5.0	10.0	...	15.0	35.0	50.0	-	60.0 以上	120.0 以上	250 以上 1000 未満	都市計画道路及び国道と県道等を連結する通過交通の多い道路 (N ₅)
8号	アスファルトコンクリート舗装	3.0	67.0	50.0 以上	120.0 以上	5.0	5.0	10.0	10.0	20.0	30.0	60.0	-	50.0 以上	120.0 以上	1000 以上 3000 未満	その他市長が指示した道路 (N ₆)
9号	セメントコンクリート舗装	3.0	37.0	80.0 以上	120.0 以上	施工の実情にあわせ、別途指示する。									120.0 以上		
10号	修景舗装(タイル等)	施工の実情にあわせ、別途指示する。										60.0 以上					

- 付記 1. 当復旧工法は標準工法であり、地質や道路構造等により別途指示することがある。また、上記によりがたい場合は、別途協議とする。
2. 復旧箇所にセンターラインや外側線等の路面表示があるときは、すべて復旧すること。
3. 2号の歩道透水性舗装は次の場合に適用する。①既存が透水性の場合。②歩道全幅を復旧する場合で、車両乗入部が少なく別途指示する場合。
4. 歩道乗入部についての復旧は一般住宅の場合は3号 (N₁)、駐車台数概ね10台以下の駐車場等の場合は4号 (N₂) コンビニ、ガソリンスタンド、駐車台数の多い駐車場等の場合は5号 (N₃) とすること。

別表 2

各層の締固め

路床

- (1) 一層 20 cm 以下の層厚にして、段階的にバイブレーションローラ、ランマー等の各土質に適応した転圧機械を用い、確実に締固めを行うこと。
- (2) 締固め度は JIS A 1214 の規定に基づき乾燥密度で検査し、その値は、JIS A 1210（突固め試験）に規定する最大乾燥密度に対し、砂や砂質土では 85% 以上、粘性土では 90% 以上を標準とする。

下層路盤

- (1) 一層の仕上厚さは 20 cm 以下とする。
- (2) 転圧は 10 t 以下のマカダムローラ、タイヤローラまたは同等の振動ローラを使い所定の支持力または密度が得られるよう仕上げる。ローラ等の使用が不可能な場所においては、ランマー、コンパクター等により充分転圧すること。

上層路盤（粒度調整碎石路盤）

- (1) 一層の仕上厚さは 15 cm 以下とする。
- (2) 転圧は 10 t 以下のマカダムローラ、タイヤローラまたは同等の振動ローラを使い所定の支持力または密度が得られるよう仕上げる。ローラ等の使用が不可能な場所においては、ランマー、コンパクター等により充分転圧すること。

上層路盤（アスファルト安定処理）

- (1) 一層の仕上厚さは 10 cm 以下とする。
- (2) 転圧は 10 t 以下のマカダムローラ、タイヤローラまたは同等の振動ローラを使い所定の支持力または密度が得られるよう仕上げる。

基層及び表層

- (1) 一層の仕上厚さは 7 cm 以下とする。
- (2) 転圧は 10 t 以下のマカダムローラ、タイヤローラまたは同等の振動ローラを使い所定の支持力または密度が得られるよう仕上げる。

別表 2 - 1

路面復旧材料の品質

砕石

	修正 CBR	P. I (塑性指数)
切込砕石	20%以上	6 以下
粒度調整砕石	80%以上	4 以下

砕石の粒度 (JIS A 5001 - 1995)

ふるいの呼び名 (mm)			ふるいを通るものの重量百分率 %									
呼び名 粒度 範囲 (mm)			53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	425 μm	75 μm
切込 砕石	C-40	40~0	100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25		
	C-30	30~0		100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30		
粒度 調整 砕石	M-40	40~0	100	95 100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10
	M-30	30~0		100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10

アスファルト混合物

		標準配合												マーシャル試験に対する基準値											
混合物の種類	仕上がり厚 (cm)	最大粒径 (mm)	通過重量百分率 %											アスファルト量 (%)	アスファルト針入度	突固め回数		空隙率 (%)	飽和度 (%)	安定度 (kN)	フロー値 1/100 cm				
			53	37.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	0.6	0.3	0.15	0.075			1000 台以上	1000 台未満								
瀝青安定処理	10	40	100	95~100		50~100			20~60				0~10	3~5	40~60	50		3~12		3.43 以上	10~40				
粗粒度 アスコン(20)	4~6	20			100	95~100	70~90	35~55	20~35	11~23	5~16	4~12	2~7	4.5~6		60~80	75	50	3~7	65~85	4.90 以上	20~40			
密アスコン アスコン	(20)	4~6	20		100	95~100	75~90	45~65	35~	18~	10~	6~	4~8	5~7	80~100				75	50	3~6		70~85	4.90 以上	20~40
	(13)	3~5	13			100	95~100	55~70	50	30	21	16													
細粒度 アスコン(13)	3~5	13				100	95~100	65~80	50~65	25~40	12~27	8~20	4~10	6~8						4.90 以上					
開粒度 アスコン(13)	3~4	13				100	95~100	23~45	15~30	8~20	4~15	4~10	2~7	3.5~5.5						3.43 以上					

※舗装計画交通量が 1000 台以上の場合は、() 内数値とする。

コンクリート

- コンクリートの強度は、材令 28 日において JIS A 1106 (コンクリートの曲げ強度試験方法) によって求めた曲げ強度で 4.4MPa 以上とする。(舗装計画交通量が 250 未満で設計基準曲げ強度 4.4MPa の確保にセメント量が著しく増加する等の場合は、3.9MPa 以上とすることができる。)
- コンクリートの配合において、粗骨材の最大寸法は 40mm とする。
- コンクリートの配合において、そのスランプは 2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。ただし、小規模な工事で手作業による舗設を行う場合等は、スランプ 6.5cm 程度を標準とする。特に市の了解を得た場合は 8.0cm まで上げることができる。

別表 2 - 2

品質の合格判定値

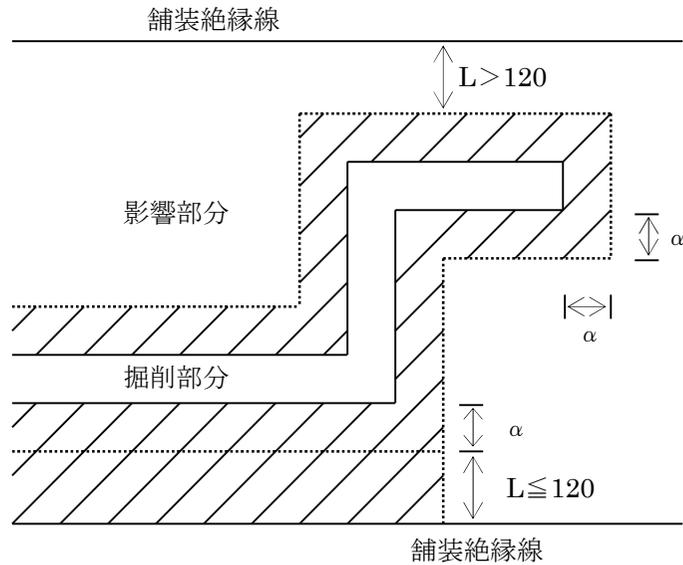
品質は次表に示す合格判定値に合格するものでなければならない。

工種	適用工事 項目		I (中規模以上の工事)			II (小規模の工事)		
			X ₁₀	X ₆	X ₃	X ₁₀	X ₆	X ₃
下層盤	締固め度	%	95 以上	96 以上	97 以上	—	—	—
粒度調整路盤	締固め度	%	95 以上	95.5 以上	96.5 以上	95 以上	95.5 以上	96.5 以上
	粒度 %	2.36mm	±10 以内	±9.5 以内	±8.5 以内	—	—	—
		75 μ m	±4 以内	±4 以内	±3.5 以内	—	—	—
加熱安定処理路盤	締固め度	%	95 以上	95.5 以上	96.5 以上	95 以上	95.5 以上	96.5 以上
	粒度 %	2.36mm	±10 以内	±9.5 以内	±8.5 以内	—	—	—
		75 μ m	±4 以内	±4 以内	±3.5 以内	—	—	—
	アスファルト量	%	-0.8 以上	-0.8 以上	-0.7 以上	-0.8 以上	-0.8 以上	-0.7 以上
基層及び表層	締固め度	%	96 以上	96 以上	96.5 以上	96 以上	96 以上	96.5 以上
	粒度 %	2.36mm	±8.0 以内	±7.5 以内	±7.0 以内	±8.0 以内	±7.5 以内	±7.0 以内
		75 μ m	±3.5 以内	±3.5 以内	±3.0 以内	±3.5 以内	±3.5 以内	±3.0 以内
	アスファルト量	%	±0.55 以内	±0.5 以内	±0.5 以内	±0.55 以内	±0.5 以内	±0.5 以内

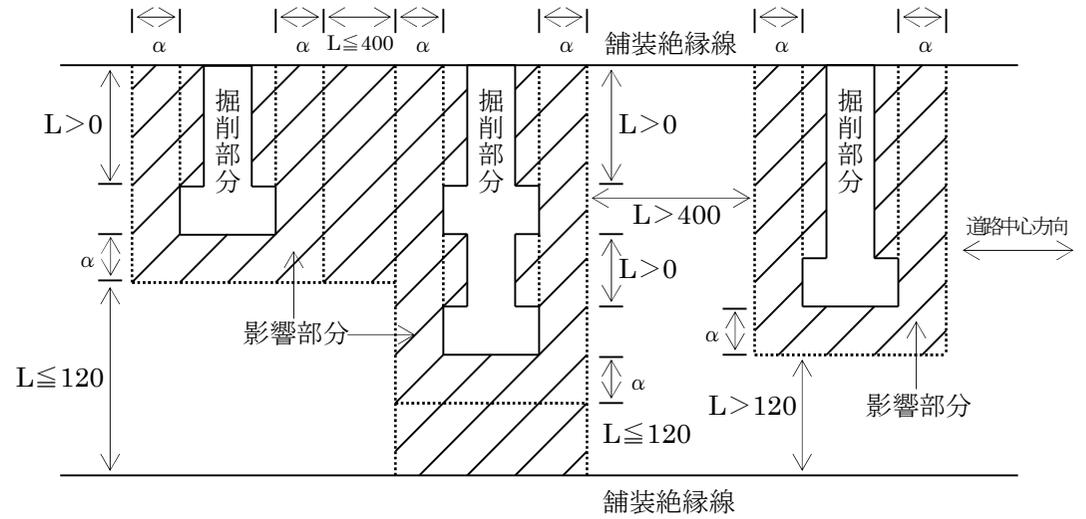
注) 10回の測定値の平均 (X₁₀) が、合格判定値 X₁₀ の範囲内にななければならない。
 ただし、3個の測定値により判定する場合は、その平均 (X₃) が合格判定値 X₃ の範囲内であればよいものとする。X₃ の範囲外に出た場合は、さらに3個の測定値を加えて6個の平均 (X₆) を求め、これが合格判定値 X₆ の範囲内であればよいものとする。

別表 3

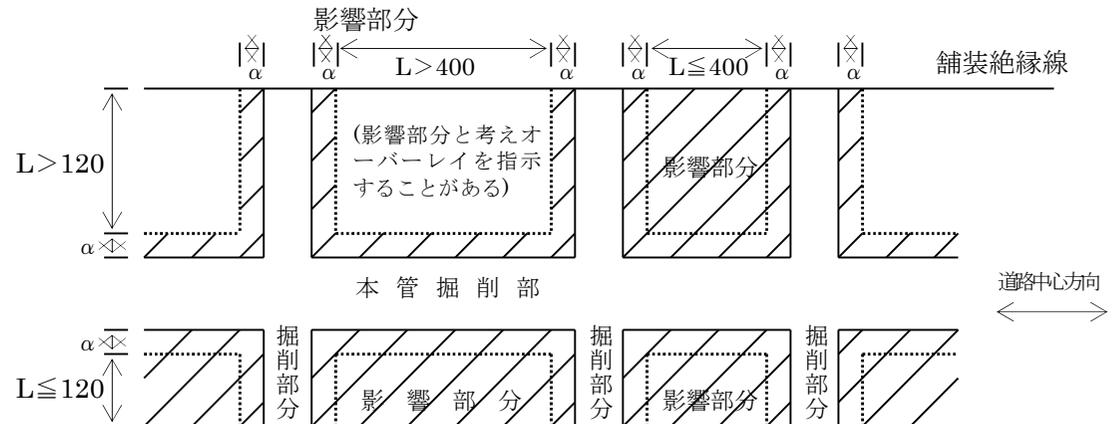
(図-1)



(図-2)



(図-3)



付記 1. これらは標準であり、別途指示あるときは、その指示に従うこと。

2. α は、掘削面積以外に掘削による影響（亀裂または沈下等の異常）を生じていない場合で、他の舗装絶縁線との距離を勘案しない場合の影響幅。（通常 50 cm）

3. 数字の単位は「cm」である。

別表 4

「第 5 章 本復旧 第 1 8 条」 関連事項

占有者の仮復旧施工範囲

- 1 舗装本復旧を市が受託して施工する場合において、その施工範囲は、表層、基層及びフィルター層による部分とする。
- 2 「別表 1」で本復旧工法に粒度調整砕石による上層路盤が指示されている場合は、占有者が仮復旧時に掘削範囲部分について、これを施工しておくものとする。

工事負担金

舗装本復旧を市が受託して施工する場合において、その負担額は、次の各項に定めるところとする。

- 1 占有者は、道路管理者の施工に係る復旧工事の直接費及び間接費を、道路管理者に支払うものとする。
- 2 前項の直接費は、復旧工事に直接要する次の各号に掲げる費用の合計額とし、その算定については、滋賀県土木交通部発行「土木工事標準積算基準書」「実施設計積算単価表」「積算資料」によることを標準とする。
 - (1) 工事費、測量及び試験費、機械器具費、営繕費等。
 - (2) 道路管理者の保管に係る機械器具等の使用料。
- 3 第 1 項の間接費は国土交通省道路局の補助金事務費率（区分：市町村）に準じるものとする。